令和六年

第七百八十七号

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

よる指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出…

同

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

よる指定介護機関の名称及び介護予防・日常生活支援事業

同

〇右 ○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地 ○生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居 宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出…………… 告 目 示 次 福健 政策課) 同 同 : : :

○生活保護法による指定介護機関の名称及び介護予防・日常 同 :

同 : \equiv

同 : \equiv

同 : 깯

同 깯

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援

更の届出……………………………………………………………………………

○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変

同

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

よる指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

七月十六日

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 変更の届出……………………………………(よる指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称

同

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

よる指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……

同

示

青森県告示第三百九十八号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

令和六年七月十六日

青森県知事

宮 下 宗

郎

伸康会社会福祉法	名	事
人	称	
一字弘 石前 田市	所主たる	業
一 二 二 字 独 狐	在務所の地	者
ホーム弘前 オーム弘前	名	事
グンス	称	
丁弘 目前	所	業
二市 一 の 五 四 宮	在	=r*
園	地	所
六兌	年	指
:和	月	
	日	定

X

分

居

宅

介 護

事 業 者

居

宅

介 護

名

称

所の所在地

名

称

所

在

地

類事居 業の 種護

青森県告示第三百九十九号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、 同法第五十五条の三第 医

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗

郎

官庁街歯科	ともえ女性クリニック	名称
十和田市西二	共同ビル三階弘前市大字駅前町八の一	所
一番町一三の二		在
	弘前駅前地区	地
六	六令 ·和	年指
六・ 五・二七	_五 和	月口京
七	_	日定

青森県告示第四百号

びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並 条の三第二号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第五項において準用 同法第五

令和六年七月十六日

Ŧī.

青森県知事 宮 下 宗

郎

変更前

サービス イ マ マ マ ス マ

田町三 一字戸 の上郡

一新五二井戸

杏ホグ

苑ール

銀プ

変更後

佐藤 器 機 社

目七の二〇 松原西三丁 一

貸福 与祉

Wツハ Alッ Kルピ IIl

Ï Ι

三 質 田 学 大 末 大 字

六ポ九丁町蒼戸 岩秋二目蒼戸 室桜三九前郡階-二二十

□□の四階

六 四

目七の二〇 松原西三丁 二〇

胢 真 変更

事 業 所

変更:

後

会法社 人会 南福

の一八 二丁戸市 三目市

一青四葉

ール -ム学プ

一町三 の字戸 四銀郡五杏五

木戸

優祉

年変月 一 日更

変更後 変更前 変更後 変更後 変更前 変更前 共 株 式 会 社 ン ア ス ビ 、 エ 社 ン ア 有 ス ン ビ エ 社 エ 社 かずさ 社 三船 船 が 三 大 三 丁 目 九丁町三 三目蒼戸 〇九前郡 九丁町三 三目蒼戸 〇九前郡 の西階一六上 の西階 一丟臣 訪問 訪問 訪問 介護 介護 介護 ずシスへ ンョテル かー 事 書 業 所 護 上エンテケ ンアーシ スンショス 階ビョス ずシスへ ッさ ンョン か ー ア ー ルパー

六ポ九丁町三 号秋二目蒼戸 室桜三九前郡 二コの西階 ○Ⅰ一六上

•

一和弘前市 五泉二丁 三丁 日

青森県告示第四百一号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四 一条の二第五項において準用 支介護

援予

事・日

2 常 生 者活

支介

類事生防介 業活・護 の支日 種援常予

X

分

名

称

所の所在地

名

称

所

在

地

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗

変更後	変更前	区分	
佐株 藤式 器会 機社		名称	介護予
七原 の西		所の所在地	防事業者
貸福介 与祉護 用予 具防		類事介 業の 種防	
W X A 1 K /I I 1		名称	介護予
目松弘 七原前 の西市 二三大 ○丁字 日間前 の字市 二大 二大 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二		所在地	防事業所
· 令 · 和 ^四 · 一		年月日	変更

郎

青森県告示第四百二号

防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の する同法第五十条の二の規定により、 三第二号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第六項において準用 次のとおり指定介護機関から名称及び介護予

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗

郎

護 援予 事・日 業常生 所活

年変 月 日更

令和六年七月十六日

青森県知事
宫
下
宗
郎

変更後	変更後		₹ }
会法社人会禄福風社		名称	居宅介
和平 田川 八市 四沖 館		所の所在地	護事業者
通所介護		類事居 業宅 の介 種護	
タスイ緑 ーセー セー ンビデ	タスイ緑 セサ平 1 サ青 ンー賀 セー園 タビデ ンビデ ースイ		居宅介
和平川市八四 館		所在地	護事業所
五令 · 和 · ·		年月日	変更

変更後	変更前	変更後	変更前
ンア スン ビエ	ンア有 スンビ ビ エ社	かずさ社	
九丁町三 三目蒼戸 ○九前郡 の西階 一六上		九丁目 一丁目 一丁目 一 一 一 一 一 一 一 六 一 六 一 六 一 六 一 六 一 六 一	
サ訪 1 問 ビ ス型		サ訪 ^ー 問 ビ 型	
上エンテケ ンアーショス 階ビョス	ずさ ションか ト		
六ポ九 号秋二 室 二 コー 〇	六ポ九丁 号秋二目 室桜三カ 〇 1 -	蒼戸 上前郡	

六· 四·

青森県告示第四百三号

する。 名称を変更した旨の届出があったので、 する同法第五十条の二の規定により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用 次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 同法第五十五条の三第二号の規定により告示

青森県告示第四百四号

規定により告示する。
活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号のする同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第六項において準用

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	_	<u>₹</u>	
会法人緑風	会 福	名称	支介 護予 勝	
田川 八古 四泊	和平 田川 八市 四沖 館		事日常 生活	
リアビア	サ通 ー所 ビス型		類事生防介 業活・ の支 種援常予	
タスイ緑 l セー園 ンビデ	セサイ ンタビディ トス	名称	支介 護予 防	
和平 田川 八市 四沖 館		所 在 地	事 ・日常 生活 所	
五令 ·和 ·		年月日	変 更	

青森県告示第四百五号

の規定により告示する。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 の規定により告示する。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担 当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第百四十四号。以下「例によ の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

ともえ女性クリニック	名
,ニック	称
共同ビル三階	所
階前町八の一	在
弘前駅前地区	地
六令 ·和 吾·	年指月

日定

青森県告示第四百六号

三第二号の規定により告示する。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
三第二号の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の
の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の
の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の
の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の展出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の展出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の展出があったので、例による生活保護法第五十五条の
名称及び所在地を変更した自の表す。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	D 分	
共株 仁式 会会 社		名称	居宅介
三船弘 の水前 八三市 丁大 目字		所の所在地	護事業者
訪問介護		類事居 業 の 種護	
事訪問介護 のneラボ所護		名称	居宅介
六年 が が が の 四 二 大 目 十 大 子 に 大 子 に 大 大 子 に 大 大 大 に 大 大 に 大 大 に 大 大 に 大 に 大 に 大 に 大 に た よ に よ に よ に に に に に に に に に に に に に	一和弘 五泉二十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十	所 在 地	
五令 · 和 · ·		年月日	

X

分

介

護

予

防

事

業

者

類事介 業 の 種防

名

称

所の所在地

名

称

所

在

地

年変月_

日更

変更後

ンア有 スン限 ビ会 エ社

九丁町三 三目蒼戸 〇九前郡

の西階一六上

サ訪 一問ビ ス型

ずシスへ ンョテン ルー かー

六ポ九丁町三 号秋二目蒼戸 室桜三九前郡 二コの西階 ○Ⅰ一六上

六令 ・和 ・

変更後	変更前	変更後	変更前	
会法社 人会 南福 優祉	サービス イ マ マ マ マ マ	佐株 藤 森 会 機 社		
の一八戸 二三日一 三三一 四葉	田町三 一字戸 の上郡 一新五 二井戸	目 松原 市 大 二 〇 二 〇		
活型 介封	芯認 型知 共症 利対	貸福 与相 用 具		
ホグル レ ム 学	杏ホグ 苑 ール ム 一 銀プ	Wツハ Alッ Kルピ IIl		
一町三 一町三戸 四銀郡 五杏五 木戸		日松弘 七原前 の西市 二三大 ○丁字 三変子 一二十二 一二十二 一二十二 一二十二 一二十二 一二十二 一二十二 一二十		
	"		<u> </u>	

青森県告示第四百七号

偶者の自立の支援に関する法律 届出があったので、 の規定により、 る生活保護法」という。 の例によるものとされた生活保護法 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の 例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示す 第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二 (平成六年法律第三十号) (昭和二十五年法律第百四十四号。 第十四条第四項においてそ 以下「例によ

規定により告示する。

令和六年七月十六日

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗

介 護 予 防 事 業 所

郎

変更前

かずさ 社

X

分

名

称

所の所在地

名

称

所

在

地

年変 月 日更

支介

護 援予

防 事・

 \mathbb{H} 業常 生

者活

支介 護 援予

事・

日 業常

生

所活

類事生防介 業活・ の支援常予 種援常予

青杰	
森県知事	
宮下	
宗一郎	

ののるの	偶 者	書	Ī		
の名称を変更の規定により、	者の自立	中国浅留	**************************************	変更後	変更前
	の自立の支援に関する法律目が指すり続い	中国浅留邦人等の円骨な帰国書家県台河第四音/号		佐藤器機	株式会社
名称を変更した旨の届出があったので、規定により、次のとおり指定介護機関・生活保護法」という。)第五十四条の一	する法律(平	骨な帚国の足	~~~~~	目を 七月 の 二〇 二〇	公 京前 市 大 字
ばあったので、例による生指定介護機関から名称及び活保護法(昭和二十五年法	(平成六年法律第三十号)	進近びに永.		貸礼 与礼 月 月	高介 上護 月予 具防
で、例による生活保護の二第六項において準の二第六項において準	第三十号)	生帰国した	~~~~	W : A I K /I I I	ノハ ツ レピ []
法第五十五用する同法四十四号。	第十四条第四項におい	の足進並びこ永主帚国した中国桟留邦人等及び特定記の足進が		目松弘 北原西 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	三賀弘 〇の字 一 二 大 オ
条の三第二号 活支援事業所 以下「例によ	項においてそ	等及び特定記	\	六 四 一	令 和
- ,		-			

青森県知事
宮
下
宗
_
郎

変 更 後	変更前	
ンア スン ビエ	有 限 会 社	
九丁町 三目着 〇九市 ので 一プ	万三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	
サ訪 ¹ 問 ス型		
上エンテケ ンアーア スンショス 階ビョス	ずシスへル スル ンョテ ント1	
六ポ九┐ 号秋二目 室桜三ナ 二コ <i>0</i> ○1-	町蒼戸 三戸 一方 一方 一六	
六· 四· 一		

青森県告示第四百九号

出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届る生活保護法」という。)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ個者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその規定により、次のとおりに対して、対して、

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分		
会 法 人		名称	居宅介	
和工田儿八下四次	[] 方 中	所の所在地	護事業者	
所	通所介護		類事居 業の 種護	
タスイ緑 1 セー園 ンビデ	セサービック マース マース	名称	居宅介	
和工程,不可以不可以	[] 方 中	所在地	護事業所	
五 ⁴ 七· 一	F II	年月日	変更	

青森県告示第四百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配より告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下

宗

郎

変更後	変更前	区分	
会法	社会	名	支介
A 人 人 会福 風祉		称	護 援予 防
和平田川		所主のた	事・日
八市 四沖 館		所る 在事 地務	業常 生 者活
サ通 ¹ 所 ビー		類事生防介 業活・護 の支日	
ス型	겐	種技	養常予
タスイ緑 l サ青 セ l 園	セサ平 ン l 賀	名	支介 護
と一園ンビデ	・ ー 型 デ イ	称	援予 防
和平		所	事・日
田川八市		在	業常生
四沖 館		地	所活
五令 • 和 • ·		年月日	変更

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)	
東奥印刷株式会青森市第二問屋町三丁目一番七二(印刷所・販売人)	